

コーポレート・ガバナンスに関する報告書

2023年11月14日

株式会社ウィル・ドウ

代表取締役社長 澤田 真一

問合せ先： 取締役管理部長 後藤 真菜美

TEL 0596 - 31 - 0009

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

私たちの会社“WiLL Do”の意味は“成し遂げる意志”です。社員全員が何に対しても前向きで、諦めず、常に成長し続ける意志を持っております。この思いを大切に全国でご利用いただいているサービスを作っております。

私たちは、この使命を果たすために、株主をはじめとしたステークホルダーの皆様と良好な関係を築き、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実が重要であると認識しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
合同会社ドゥーイング	69,000	34.50
浅井 啓行	36,000	18.00
澤田 さくら	24,000	12.00
澤田 昂太郎	24,000	12.00
澤田 真一	20,000	10.00
浅井 伸之輔	20,000	10.00
島田 貴代	3,000	1.50
石黒 哲明	2,000	1.00
ライツキャピタル株式会社	2,000	1.00

支配株主名	澤田 真一
-------	-------

親会社名	ありません。
------	--------

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market（予定）
決算期	2月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	なし

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引に際しては取締役会の承認が必要です。

このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名以内
定款上の取締役の任期	2年以内
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
巽 益章	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
巽 益章	—	該当事項はありません。	独立開業後20年以上企業経営に携わってきている見識と実績を活かし、当社の経営全般に対する意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を期待できる人材であると考え選任いたしました。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	ありません。
----------------------------	--------

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していません。
-----------	-----------

定款上の監査役の員数	3名以内
監査役の人数	1名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、大会社ではないため会計監査人を設置しておりませんが、新月有限責任監査法人との間で、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 110 条第 5 項に基づく監査契約を締結しており、監査役は、随時、監査方針や監査実施状況に関する協議・連携の場を設けております。

また、当社では現在のところ独立した内部監査部門を設置しておりませんが、監査役は兼任の内部監査担当者との間で、監査実施状況に関し協議・連携を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	指定しておりません。

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
西岡 卓志	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西岡 卓志	—	該当事項はありません。	上場企業の総務・人事部門統括の取締役としての実務経験（常務取締役総務・人事本部長）が豊富であり当社にとって企業経営一般的な立場から有益な指摘をいただけると考え、選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数	指定していません。
--------	-----------

その他独立役員に関する事項

--

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していません。
---------------------------	-----------

【取締役報酬関係】

開示状況	報酬等の総額が1億円を超えている者がいないため、個別報酬の開示は行っていません。
------	--

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あります。
---------------------	-------

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等の額の決定は、株主総会においてその総額を決議し、各取締役の報酬額は代表取締役社長に一任しております。
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役をサポートは管理部が行っております。取締役会の資料は管理部が事前に Slack（*）を通じ配布しており、必要に応じ事前に説明をしております。

(*) Slack は、米国の Slack Technology 社が開発したビジネスチャットツールです。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役会

当社は取締役会設置会社であります。代表取締役社長が招集し、毎月1回開催、必要に応じて臨時取締役会も開催しております。取締役6名で構成され、付議事項(取締役会規程で規定)の審議及び経営に関する重要事項の報告がなされ、監査役も毎回出席しております。監査役は、取締役会出席を通じて取締役の業務の執行状況を監視しており、必要に応じ適宜意見を述べております。なお、定款において取締役の員数は10名以内、監査役の員数は3名以内とし、取締役の任期は就任後2年、監査役の任期は4年であります。

(2) 監査役

当社は、監査役設置会社であります。

監査役は、監査計画に基づき監査役監査を実施する一方、取締役会や経営会議などの社内の重要な会議に出席するほか、取締役の職務執行を監視・監督しております。

(3) 経営会議

経営会議は、社長が議長を務め、取締役全員、執行役員全員で構成され、監査役もオブザーバーとして出席しており月1回開催されております。経営会議では、会社の経営方針、経営戦略、事業計画等について協議するとともに、日常の業務執行の確認及び検討を迅速に行い、経営活動の効率化を図っております。

(4) 会計監査

当社は、新月有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき会計監査を受けております。

(5) 内部監査

当社の内部監査は、社長から任命された内部監査人が行っております。内部監査規程及び内部監査計画に基づき、各部門の業務活動が社内規程やコンプライアンスに則り適正かつ効率的に行われているか、顕在化しているリスクに適切に対応しているか、隠れたリスクがないか等の観点から監査を行っております。監査の結果は社長に直接報告されると同時に被監査部門に通知され、後日改善状況の確認を行っております。

(6) コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンス委員会を設置し、企業のリスクマネジメントの根幹であるコンプライアンス管理体制を整備し、法令遵守のみならず、社内規程、社会のルール・慣習などを含めた「決められたこと」を遵守することでリスクの軽減・予防に努めております。社長が委員長を務め、取締役及び執行役員全員で構成され、監査役はオブザーバーとして参加しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、取締役会の監督機能の向上を図り、経営の効率性及び健全性を高め、さらなる企業価値の向上を図ることを目的として、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させるために、本体制を採用いたしました。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
実施していない	今後の株主の状況を鑑み、検討して参ります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイトに IR ページを設置し、開示書類や決算情報、発行者情報等を掲載しております。
IR に関する部署(担当者)の設置	当社管理部を担当部署としております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
実施していない	今後のステークホルダーの状況を鑑み、検討して参ります。

Ⅳ. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令による内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っておりませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しております。

現状、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等の規定に基づいて業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力排除規程第4条に「基本方針」を定め当該方針に基づいて対応いたします。具体的には、当社は、反社会的勢力による不当要求は組織全体で対応する、取引関係は一切の関係を持たない、不当要求は拒絶する、経済的利益の提供はしないなど、反社会的勢力による被害を防止するため、基本方針を遵守します。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力による不当要求に備え、反社会的勢力排除規程を定めており、反社会的勢力への対応ルールを整備しております。

V. その他

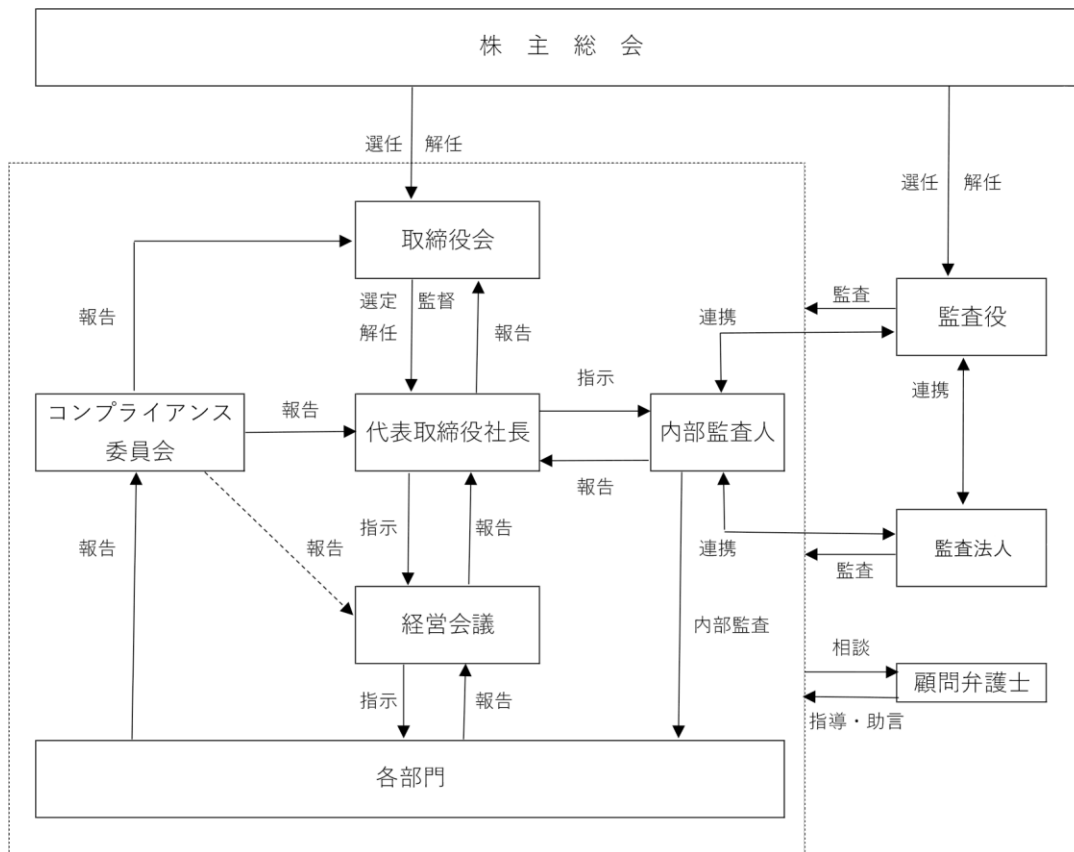
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	ありません。
---------	--------

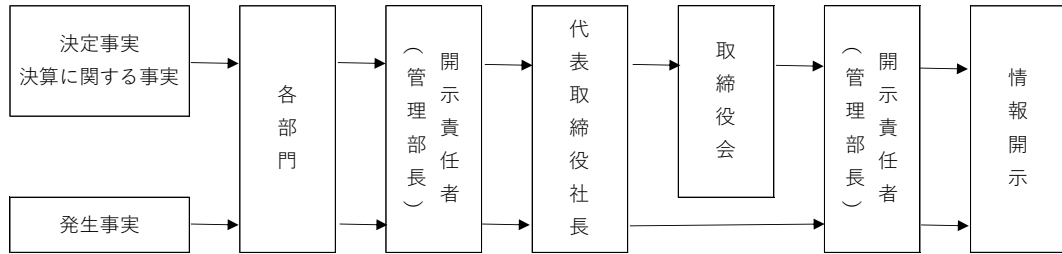
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下のとおりです。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上